

7/27 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 7月27日 (木) 15時00分

| | | | |
|------------------|---|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 感染症ヘルパンギーナの流行に伴う警報の発令について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>○感染症発生動向調査 令和5年第29週(令和5年(2023年)7月17日～7月23日)において、次の感染症にかかる稚内保健所管内の定点あたりの報告数が警報基準を超えましたので、まん延防止のための警報を発令します。</p> <p>1 警報発令基準 定点あたりの報告数(人) 開始基準6.0人</p> <p>2 発令場所 稚内保健所管内 1市8町1村</p> <p>3 調査期間 ・令和5年第29週(令和5年(2023年)7月17日～7月23日) <u>速報値</u> ・定点報告数 9.0人</p> <p>※詳細につきましては、別添「ヘルパンギーナの流行について(警報)」をご確認ください。</p> | | |
| 参考 | ヘルパンギーナの前回の警報は、令和元年(2019年)8月16日(金)に発令し、同年8月23日(金)に解除しています。 | | |
| 報道(取材)に当たってのお願い | | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | (場所) | |
| | 同時レク | | |
| 担当 (連絡先) | 宗谷総合振興局保健環境部保健行政室 健康推進課長 角谷 里佳 健康推進課保健係 猪股 侑輔 (内線3630 / ダイヤルイン 0162-33-3702) | | |

ヘルパンギーナの流行について（警報）

別添

令和5年(2023年)7月27日(木) 15時00分

北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室
(北海道稚内保健所)

照会先：健康推進課長 角谷 里佳

0162-33-3702

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年(2023年)第29週（令和5年(2023年)7月17日～23日）において、稚内保健所管内の定点当たりのヘルパンギーナ患者報告数が、警報基準である6人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、稚内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 ヘルパンギーナの感染予防

治癒後も3～4週間は原因ウイルスが便中に排出され、感染しても発症しない例（不顕性感染）も多いため、感染者との接触を避けることは現実的に困難であり、特別な予防法はありません。手洗いやうがいを励行するとともに、集団生活ではタオルなどの共用は避けましょう。

2 ヘルパンギーナとは

ヘルパンギーナは、急性のウイルス性咽頭炎で乳幼児を中心に夏季に流行する夏風邪の代表的疾患です。

特に4歳以下の小児に多く、主に飛沫感染・経口感染（糞口感染）し、2～4日の潜伏期を経て突然の発熱とともにのどの奥に痛みを伴う水疱・潰瘍をきたします。

重症化することは少なく、2～4日で症状は落ち着きますが、熱性けいれんやのどの痛みによる食欲不振・脱水症を起こすことがあります。

また、まれに無菌性髄膜炎やウイルス性心筋炎などを合併することもあるので、頭痛・嘔吐や様子がおかしいといった症状がある場合は注意が必要です。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からのヘルパンギーナ患者報告状況

(表示は「報告数(報告数/定点)」単位：人)

| 最近5週 | 第25週 (R5/6/19~25) | 第26週 (R5/6/26~7/2) | 第27週 (R5/7/3~9) | 第28週 (R5/7/10~16) | 第29週 (R5/7/17~23) |
|------|----------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 稚内 | 0 (0.00) | 1 (0.25) | 7 (1.75) | 6 (1.50) | 36 (9.00)※ |
| 全道 | 447 (3.26) | 823 (6.01) | 1,468 (10.72) | 1,665 (12.24) | — |
| 全国 | 18,197 (5.79) | 20,343 (6.47) | 23,035 (7.33) | 21,443 (6.86) | — |

※第29週の患者報告数は速報値。

全道のヘルパンギーナの流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。
(URL:<https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/610/data.html>)

4 ヘルパンギーナ警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診したヘルパンギーナ患者数が国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

【ヘルパンギーナの警報レベル】

| | 開始基準値 | 終息基準値 |
|-------------|-------|-------|
| 定点あたり患者数(人) | 6 | 2 |